

令和元年度
第9回八幡平市農業委員会総会
議 事 録

令和元年12月25日開催

八 幡 平 市 農 業 委 員

令和元年度第9回八幡平市農業委員会総会議事録

告示年月日	令和元年12月18日					
告示事件	別紙告示写しのとおり					
招集年月日	令和元年12月18日					
招集場所	八幡平市役所ホール棟大ホール					
開閉会日時 及び宣言	開会	令和元年12月25日 13時30分			議長	山本 範夫
	閉会	令和元年12月25日 14時19分			議長	山本 範夫
応招（不応招） 委員及び出席 並びに欠席委員 出席 18名 欠席 0名 凡例 ○ 出席 ▲ 欠席 △ 遅延 ● 退席 × 不応招	議席 番号	委員氏名	出欠席	議席 番号	委員氏名	出欠席
	1	三浦 美恵子	○	11	藤村 勇三	○
	2	日戸 重雄	○	12	立柳 優	○
	3	小山田 和義	○	13	高橋 由則	○
	4	高橋 正志	○	14	古川 美枝子	○
	5	國司 功	○	15	藤原 純子	○
	6	大森 直子	○	16	松村 勝彦	○
	7	熊澤 威人	○	17	竹田 和夫	○
	8			18	石羽根 正志	○
	9	菊田 健生	○	19	山本 範夫	○
10	中村 一彦	○				

議事録署名委員	議席番号 16番	松村 勝彦	議席番号 17番	竹田 和夫
八幡平市農業委員会会議 規則第14条第1項の規定により説明のため出席 した者の職・氏名	職 名	氏 名		
	事務局 長	遠 藤 竹 弥		
	事務局長補佐 兼農業振興係長	立 花 浩		
	農地調整係主事	古 川 忠 彦		
	農地調整係主事	高 橋 彩 斗		
議 事 次 第	別紙のとおり			
附 議 事 件	別紙、議事次第に同じ			
会 議 の 経 過	別紙のとおり			

1 開会（13時30分）

事務局（遠藤事務局長）

それでは、御起立をお願いします。相互に礼をお願いいたします。「礼」

（礼）

（全員着席）

農業委員会憲章の唱和を行います。総会資料の表紙の裏をご覧ください。憲章全文の朗読を議席番号16番 松村勝彦 委員をお願いいたします。全文朗読のあとに引き続き全員でご唱和願います。それでは松村委員、よろしくお願いします。

（全員で唱和）

ありがとうございました。ご着席願います。

（全員着席）

本日の委員の出欠について報告をいたします。本日の欠席の委員はございません。全員出席となっております。以上で報告を終わります。

本日の総会は八幡平市農業委員会会議規則第8条第1項により、会長が議長となります。

会長、それでは進行よろしくをお願いいたします。

議長（山本会長）

ただ今から、令和元年度八幡平市農業委員会第9回総会を開会いたします。

ただ今の出席委員数は、18名中18名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

2 議事録署名人の選任

議長（山本会長）

次に議事録署名人の選任についてお諮りします。

会議規則第31条第2項の規定による議事録署名人の選任について、当職から指名して選任することにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって議事録署名人には、16番 松村勝彦 委員と17番 竹田和夫 委員を指名します。

3 会期の決定

議長（山本会長）

次に、令和元年度八幡平市農業委員会第9回総会の会期についてお諮りいたします。

第9回総会の会期は令和元年12月25日、1日間とすることにしたいと思っております。ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

議長（山本会長）

異議なしと認めます。よって、令和元年度第9回総会の会期は、令和元年12月25日の1日間とすることに決定いたしました。

4 報告

議長（山本会長）

次に、事務局から第9回運営委員会報告を行います。

事務局（立花事務局長補佐）

それでは令和元年度第9回運営委員会報告を致します。総会資料の3ページをお開きください。始めに報告及び連絡となります。次第のとおり2項目の報告及び連絡を行いました。概要説明を致します。

次のページの左上、3報告・連絡事項となります。

1項目め。令和元年12月以降の主な会議行事等日程についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

2項目め。令和2年度農作業労賃標準額検討委員会委員の推薦についてとなります。内容について事務局から説明を行いました。

続きまして、4協議事項となります。

3項目の協議を行いました。協議内容の概要説明をいたします。

協議事項1項目め。次回運営委員会の開催時間等についてとなります。協議を行った結果、1月10日（金）午前9時30分に決定となりました。

2項目め。令和元年度第9回総会についてとなります。本日の第9回総会の運営について協議を行い午後1時30分からの開催と決定され、農業委員の皆様にご通知をいたしたところです。

3項目め。農業委員会懇親会新年会についてとなります。当日の開催時間、会費及び関係する事項について協議を行い記載のとおり決定をされましたが、改めまして、本日の第9回農業委員会議会の報告・連絡事項で事務局より報告を行う事としております。

続きまして、次のページの左上、5情報提供等となります。

運営委員からの情報提供等は無く、事務局から1件の事務連絡を行いました。

そのほかの内容については、後ほどご一読をお願いいたします。

以上、令和元年度第9回運営委員会において協議決定したので、運営委員会規程第8条に基づき報告します。令和元年12月25日運営委員長 会長 山本範夫、以上となります。

議長（山本会長）

ただ今の「第9回運営委員会会議報告」につきまして、何かお聞きしたい事がありましたら、ご発言をお願いします。ご質問ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

無いようですので、次に進みます。次に、農地法等に関する業務報告を行います。

事務局（古川忠彦主事）

それでは、会議資料の6ページをご覧ください。

報告の前に申し訳ございませんが、資料の訂正をお願いいたします。6) 農地法第5条許可申請の取下げ願いとすることで「届出者」のところが「代表取締役社長」と書いてありますが「役」が、変換ミスにより「約」となっておりますので、正しい「取締役」のほうに変更をお願いいたします。

それでは、業務報告をさせていただきます。

令和元年11月25日から令和元年12月24日までの業務報告をさせていただきます。

1) から5) までは各種処理を行った件数となっておりますので、後ほどお目通しいただければと思います。

続きまして、6) について、農地法第5条許可申請の取下げ願いが2件ありました。こちらは2件とも令和元年第8回総会において、「農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見の決定について」ご協議頂きました案件で同一事業となっております。申請者より令和元年12月5日付けで申請の取下げ願いが提出されており、県知事許可前であることから、これを受理いたしました。申請の取下げに至った理由として、当初運営予定だった加盟店舗候補者との契約が合意に至らず、それに伴い本部の出店判断が不可となったとのことでした。

続きまして、7) の総会案件にかかる現地調査でございます。現地調査の調査日は12月16日の月曜日でございます。9件の現地調査を行いました。当日の調査委員は、7番委員 熊澤威人 委員、11番委員 藤村勇三 委員、12番委員 立柳優 委員の3名でございます。また、事務局からは高橋主事と私の2名が随行しております。後ほど議題とされます現地調査の参加人数、日時等の報告につきましては、ただ今の報告をもって割愛させていただきたいと思っておりますので、よろしくをお願いいたします。それでは、業務報告は以上となります。

議長（山本会長）

報告が終わりました。何かお聞きしたい事がありましたら、発言をお願いします。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

なしの声、次に進みます。

議案の審議に先立ちまして、会議の進め方について、ご協力をお願いします。ご質問等のある方は挙手の上、議長の許可を得てから議席番号・氏名を申し述べて質問をするようにお願いします。また、個人を特定できるような発言はしないように、ご協力をお願いします。

5 議事

議長（山本会長）

それでは直ちに議案の審議を行います。

本総会の採決の方法は、八幡平市農業委員会会議規則第 25 条第 1 項を適用し、起立によるものとします。

○議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』

議長（山本会長）

議案第 1 号『農地法第 3 条第 1 項の規定による許可申請に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 2 ページをご覧ください。今月の申請は 8 件となっております。

申請番号 1、松尾寄木第 4 地割 89-1、畑、8,500 m²です。賃貸借権の設定です。申請地は今まで譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利設定後は、にんにくを作付予定とのことです。

申請番号 2、野駄 8 地割 155、田、1,005 m²を含む 10 筆 6,788 m²です。経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3、松尾寄木第 11 地割 632、田、696 m²を含む 13 筆 14,447 m²です。こちらも経営移譲年金受給に係る親子間の使用貸借権の再設定です。申請地は今まで世帯で水稻を作付していた農地です。権利設定後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4、大更第 26 地割 191-2、田、1,481 m²を含む 3 筆 6,910 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5、大更第 38 地割 122-22、畑、2,801 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6、田頭第 37 地割 217、田、2,061 m²を含む 2 筆 2,463 m²です。売買による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7、大更第 13 地割 28、田、2,040 m²を含む 2 筆 2,659 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8、帷子第 12 地割 110、田、109 m²です。贈与による所有権の移転です。申請地は今まで譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請地の明細については、次の 4 ページから 5 ページの申請筆別明細をご覧ください。併せて、関係資料の 1 ページから 2 ページに審査項目の一覧表を掲載しておりますので、ご確認願います。

各申請とも農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号 12 番 立柳優 委員にお願

いします。

12 番（立柳委員）

12 番の立柳優です。現地調査報告を行います。

申請番号 1 番ですが、位置は、柏台小学校から北東へ約 1.99kmの地点です。賃貸借権の設定です。

申請地はこれまで、譲渡人が自己保全管理をしていた農地です。権利取得後はにんにくを作付予定とのことです。

申請番号 2 番ですが、位置は、松尾中学校から北西へ約 800m以内に点在しております。親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 3 番ですが、位置は、寄木小学校から南西に約 2.9km以内に点在しています。親子間の使用貸借権の再設定です。申請地はこれまで、世帯で水稻等を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 4 番ですが、位置は、大更小学校から北東に約 500mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 5 番ですが、位置は、西根総合支所から北東に約 3kmの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が牧草を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 6 番ですが、位置は、西根総合支所から西へ約 700mの地点です。売買による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 7 番ですが、位置は、大更小学校から南西に約 1.9km以内に点在しております。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲受人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

申請番号 8 番ですが、位置は、寺田小学校から南に約 700mの地点です。贈与による所有権移転です。申請地はこれまで、譲渡人が水稻を作付していた農地です。権利取得後も同様に作付予定とのことです。

いずれの農地も周辺農地と同様作物・栽培方法で行うことから、農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障を生じるおそれがないとして、「許可相当」と判断してまいりました。

以上です。よろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第 1 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第1号を採決いたします。この案件について、『可』と決定することに賛成の方は、ご起立をお願いします。

(全員起立)

議長 (山本会長)

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長 (山本会長)

よって、議案第1号『農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について』は、『可』と決定いたしました。

○議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』

議長 (山本会長)

次に、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局 (古川主事)

(提案理由朗読後、内容説明)

議案の8ページをお開きください。今月の申請は1件となっております。関係資料の3ページにあります申請別一覧表につきましても、併せてご確認お願いいたします。

申請番号1、平笠第18地割26-1、畑、217㎡でございます。現況は農作業小屋があり宅地として利用されておりました。以上、ご審議のほどよろしくお願いいたします。

議長 (山本会長)

以上で説明が終わりました。次に、現地調査結果の報告を議席番号12番 立柳優 委員にお願いします。

12番 (立柳委員)

はい、12番立柳です。現地調査報告をいたします。

申請番号1番の位置は、平笠小学校から南へ約800mの地点です。現況は農作業小屋があり宅地として利用されておりました。申請地は、昭和50年頃から申請人の亡くなった父が、宅地との境界を確認せずに建築してしまったとのことでした。申請農地は、非農地化され20年以上経過し農地へ復元不可能であり、農地法第2条に該当する農地ではないものと認められることから「許可相当」と判断してまいりました。以上です。よろしくお願いいたします

議長 (山本会長)

以上で、現地調査結果の報告が終わりました。これより、議案第2号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第2号を採決します。本案について、証明願のとおり『可』と決定することに賛成の方は、ご起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、議案第2号『農地法の適用外証明願に対する可否の決定について』は、『可』とすることに決定いたしました。

○議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』

議長（山本会長）

次に、議案第3号『農用地利用集積計画の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

議案に入る前に、一部修正がございますので先にご説明いたします。ページは、24ページになります。申請番号75番、新規・更新別の真ん中あたりなのですが、こちらは新規ではなく更新になりますので、訂正をお願いいたします。失礼いたしました。もう一度、説明いたします。ページは24ページで、申請番号が75番、上の新規・更新別の真ん中あたりの所になりますが、こちら新規ではなく更新の申請になりますので、訂正をお願いいたします。

(提案理由朗読後、内容説明)

10ページをご覧ください。今月の申請は211件となっております。申請番号1番から137番までは賃貸借権の再設定、138番から173番までは使用貸借権の再設定です。なお、賃貸借権の再設定申請番号5, 7, 16, 20, 25, 27, 30, 33, 39, 45, 48, 58, 60, 62, 64, 71, 77, 86, 88, 130, 134, 135につきましては、未相続地につき相続人の同意書が添付されております。併せまして、使用貸借権の再設定138, 146, 154, 155, 157, 168, 171, 172, 173につきましても、同様に未相続地につき相続人の同意書が添付されております。

それでは、新規の議案について説明いたします。議案の44ページをご覧ください。

初めに、賃貸借権の設定です。

申請番号 174、大更第 15 地割 243、田、914 m²を含む 4 筆 3,358 m²です。
申請番号 175、大更第 31 地割 344、田、2,486 m²です。
申請番号 176、田頭第 34 地割 11、田、209 m²を含む 5 筆 9,441 m²です。
申請番号 177、平館第 27 地割 60-1、田、2,443 m²を含む 5 筆 9,526 m²です。
申請番号 178、平館第 7 地割 18-8、田、11,659 m²です。
申請番号 179、堀切第 3 地割 87、田、1,786 m²を含む 5 筆 6,280 m²です。
申請番号 180、西根寺田第 19 地割 146、田、2,015 m²を含む 2 筆 4,139 m²です。
申請番号 181、荒木田第 12 地割 65、田、1,323 m²を含む 4 筆 2,882 m²です。
申請番号 182、西根寺田第 18 地割 17-1、田、3,610 m²を含む 2 筆 4,005 m²です。
申請番号 183、小原道ノ下 34-1、田、1,157 m²です。
申請番号 184、松尾第 12 地割 290、田、1,679 m²を含む 3 筆 5,088 m²です。
申請番号 185、松尾第 12 地割 325、田、2,772 m²を含む 6 筆 11,368 m²です。
申請番号 186、松尾第 21 地割 88、田、2,865 m²を含む 2 筆 4,003 m²です。
申請番号 187、松尾寄木第 31 地割 440、田、2,698 m²です。
申請番号 188、松尾寄木第 31 地割 446、田、782 m²を含む 5 筆 7,395 m²です。
申請番号 189、吠田 214、田、436 m²を含む 3 筆 4,255 m²です。
申請番号 190、吠田 210、田、1,972 m²を含む 3 筆 3,955 m²です。
申請番号 191、小峠 93-1、田、1,701 m²を含む 2 筆 1,942 m²です。

次に、使用貸借権の設定です。

申請番号 192、大更第 29 地割 255-1、田、884 m²です。
申請番号 193、平館第 22 地割 284、田、464 m²を含む 8 筆 4,501 m²です。
申請番号 194、松尾寄木第 33 地割 345-1、田、669 m²を含む 5 筆 8,385 m²です。
申請番号 195、大更第 22 地割 311、田、1,232 m²を含む 3 筆 1,501 m²です。
申請番号 196、上岩木 75、田、2,904 m²です。
申請番号 197、田頭第 25 地割 50-1、田、2,932 m²です。

次に、売買による所有権の移転です。

申請番号 198、田頭第 38 地割 68-2、田、463 m²です。
申請番号 199、平館第 20 地割 93、田、171 m²を含む 5 筆 3,522 m²です。
申請番号 200、松尾寄木第 4 地割 283、畑、2,650 m²を含む 17 筆 29,773 m²です。

次に、中間管理事業へ賃貸借権の設定です。

申請番号 201、田頭第 1 地割 5、田、1,708 m²を含む 3 筆 5,359 m²です。
申請番号 202、野駄第 5 地割 206、田、3,335 m²です。
申請番号 203、野駄第 10 地割 124、田、401 m²を含む 6 筆 2,672 m²です。
申請番号 204、松尾寄木第 13 地割 246、畑、361 m²を含む 12 筆 13,945 m²です。
申請番号 205、松尾寄木第 24 地割 189-1、田、2,900 m²を含む 5 筆 13,701 m²です。
申請番号 206、松尾寄木第 8 地割 229-2、田、559 m²を含む 46 筆 60,257 m²です。
申請番号 207、松尾寄木第 24 地 191-1、田、944 m²を含む 2 筆 3,753 m²です。
申請番号 208、野駄第 15 地 152、田、685 m²を含む 36 筆 21,797 m²です。
申請番号 209、松尾寄木第 9 地割 423-2、田、312 m²を含む 9 筆 12,438 m²です。

最後に、中間管理事業へ使用貸借権の設定です。

申請番号 210、野駄第 9 地 176、田、523 m²を含む 6 筆 5,196 m²です。

申請番号 211、野駄第 22 地割 206、田、497 m²を含む 2 筆 993 m²です。

申請地の明細については、次の 53 ページから 79 ページの申請筆別明細をご覧ください。

今回の計画要請の内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。なお、農業委員会等に関する法律第 31 条及び八幡平市農業委員会会議規則第 18 条に規定する『議事の参与制限』に該当する案件について、これを先に審議いたします。

まず、申請番号 100 番の審議を行ってまいります。審議に先立ちまして、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 12 番 立柳優 委員の退席を求めます。

（12 番 立柳優 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 100 番の関係について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 100 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、ご起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 100 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。

ここで、議席番号 12 番 立柳優 委員の着席を求めます。

（12 番 立柳優 委員 着席確認）

議長（山本会長）

次に、申請番号 105 番と 187 番の審議を行ってまいります。審議に先立ちまして、農業委員

会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 18 番 石羽根正志委員の退席を求めます。

(18 番 石羽根正志 委員 退席確認)

議長（山本会長）

これより、申請番号 105 番と 187 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 105 番と 187 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

(全員起立)

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

(全員着席)

議長（山本会長）

よって、申請番号 105 番と 187 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 18 番 石羽根正志 委員の着席を求めます。

(18 番 石羽根正志 委員 着席確認)

議長（山本会長）

次に、申請番号 141 番と 142 番の審議を行ってまいります。審議に先立ちまして、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 15 番 藤原純子 委員の退席を求めます。

(15 番 藤原純子 委員 退席確認)

議長（山本会長）

これより、申請番号 141 番と 142 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

(「なし」の声あり)

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 141 番と 142 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 141 番と 142 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。ここで、議席番号 15 番 藤原純子 委員の着席を求めます。

（15 番 藤原純子 委員 着席確認）

議長（山本会長）

次に、申請番号 147 番の審議を行ってまいります。審議に先立ち、農業委員会等に関する法律及び八幡平市農業委員会会議規則の規定により、議席番号 4 番 高橋正志 委員の退席を求めます。

（4 番 高橋正志 委員 退席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 147 番の案件について質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 147 番の案件について採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 147 番の案件については、原案のとおり決定いたしました。
ここで、議席番号 4 番 高橋正志 委員の着席を求めます。

（4 番 高橋正志 委員 着席確認）

議長（山本会長）

これより、申請番号 100 番、105 番、141 番、142 番、147 番、187 番を除く議案第 3 号の質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、申請番号 100 番、105 番、141 番、142 番、147 番、187 番を除く議案第 3 号を採決いたします。この案件について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、申請番号 100 番、105 番、141 番、142 番、147 番、187 番を除く議案第 3 号『農地利用集積計画の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

○議案第 4 号『農地中間管理事業に伴う農地利用配分計画案について』

議長（山本会長）

次に、議案第 4 号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』を議題といたします。事務局より提案理由及び内容の説明を求めます。

事務局（高橋主事）

（提案理由朗読後、内容説明）

議案の 82 ページをご覧ください。八幡平市長より農用地利用配分計画案の策定について、意見を求められた案件は 7 件です。なお計画案の農地については、今回の総会において、農業経営基盤強化促進法により中間管理機構へ利用集積された農地です。

申請番号 1 松尾寄木第 24 地割 191-1 田 944 m²を含む 27 筆 39,860 m²です。

申請番号2 松尾寄木第21地割258 田 832㎡を含む2筆 1,235㎡です。
申請番号3 松尾寄木第8地割229-2 田 559㎡を含む48筆 61,250㎡です。
申請番号4 松尾寄木第13地割246 畑 361㎡を含む12筆 13,945㎡です。
申請番号5 田頭第1地割5 田 1,708㎡を含む2筆 4,301㎡です。
申請番号6 田頭第26地割44-2 田 1,058㎡です。
申請番号7 野駄第15地割152 田 685㎡を含む36筆 21,797㎡です。

今回の計画案につきましても、各地区の「人・農地プラン」に位置付けられた中心経営体へ配分するものであり、配分される者の経営状況についても、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていると考えます。以上、ご審議のほどよろしくお願いたします。

議長（山本会長）

以上で、説明が終わりました。これより、質疑・討論を行います。質疑・討論ございませんか。ございませんか。

（「なし」の声あり）

議長（山本会長）

「なし」と認め、質疑・討論を終わります。これより、議案第4号を採決いたします。本案について、原案のとおり決定することに賛成の方は、起立願います。

（全員起立）

議長（山本会長）

起立全員です。着席願います。

（全員着席）

議長（山本会長）

よって、議案第4号『農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について』は、原案のとおり決定いたしました。

6 閉会（14時19分）

議長（山本会長）

本件をもちまして、本日の総会に付議されました議案の審議は全て終了いたしました。熱心にご審議いただきまして、ありがとうございます。

以上をもちまして、令和元年度第9回八幡平市農業委員会総会を閉会といたします。

ご協力ありがとうございました。

事務局（遠藤事務局長）

ご起立願います。

それでは、相互に礼をお願いいたします。「礼」。

(礼)

大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

八幡平市農業委員会会議規則第31条第2項の規定によりここに署名する。

令和2年1月24日

会 長 _____

16 番 委 員 _____

17 番 委 員 _____

令和元年度

第9回八幡平市農業委員会総会

日 時 令和元年12月25日(水)午後1時30分～
場 所 八幡平市役所ホール棟大ホール

次 第

1 開 会

2 議事録署名人の選任

3 会期の決定

4 報 告

(1) 第9回運営委員会報告

(2) 農地法等に関する業務報告

5 議 事

議案第1号 農地法第3条第1項の規定による許可申請に対する可否の決定について

議案第2号 農地法の適用外証明願に対する可否の決定について

議案第3号 農用地利用集積計画の決定について

議案第4号 農地中間管理事業に伴う農用地利用配分計画案の作成に対する意見の決定について

6 閉 会